

## 所沢商工会議所会報誌 チラシ折込サービス利用規程

### 第1条（目的）

所沢商工会議所（以下、「当所」という）会報誌のチラシ折込サービス（以下、「当サービス」という）は、会員企業及び管内企業等の発展に資することを目的とする。

### 第2条（内容）

当サービスは、企業の経営活動に資する書類等を当所会報誌に同封することを指し、その内容や作成責任を有する企業等に対して、当所が信用を与えるものではない。

### 第3条（利用の制限）

当該書類等が、下記のいずれかに該当すると当所が判断した場合は、表現の訂正または内容の変更を求めることができる。

- (1) 公序良俗に反する内容であること
- (2) 関係法規に違反する内容であること
- (3) 誤解を与える恐れがある表現を含んでいること
- (4) 他の会員、消費者に不当な利益を与える恐れのある表現を含むものであること
- (5) 受取人が限定される表記、または「信書」と判断される恐れがある表現を含むものであること
- (6) その他、当サービス利用上不適当と認められる内容を含むものであること

- 2 当サービスでは、利用月が希望に添えない場合がある。また、折込の順番は当所の決定に従うこととする。

### 第4条（利用の停止）

当サービスは当該書類について、当所が前条第1項各号に該当すると認めた場合や、その他の理由により不適当と認めた場合、もしくは、当サービス希望者が反社会的勢力と関係するものである場合、利用することができない。

### 第5条（責任の帰属）

当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応することとする。また、当サービス利用により生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。

### 第6条（利用料金）

当サービスの利用料金は、別紙「チラシ折込サービスのご案内」の料金表のとおりとする。

### 第7条（利用料の納入）

別紙「チラシ折込サービスのご案内」の料金表に基づき、当該書類等を同封した当所会報誌発行月の末日までに、支払いを完了することとする。

### 第8条（申込み手続き）

当サービスを希望する場合は、当規程に同意の上、所定の申込書及び同封する書類等の原案を、原則、発行月の前月5日までに提出することとする。

- 2 複数月申し込んだ場合かつ、同封する書類等の原案に変更が生じる場合、原案を前月5日までに提出しなければならない。

### 第9条（書類等の納品）

書類等は、当所が指定する部数を各自用意し、原則、発行月の前月20日までに当所が指定する場所に納品することとする。但し、年末年始の休み等により、納品する期日を変更することがある。

- 2 残部が発生した場合であっても、原則、返品は行わない。
- 3 折込可能な大きさは、原則、A4判、B5判とし、A3判、B4判については、二つ折り（A4判以下の大きさ）にして納品することとする。

附則 本規定は平成31年2月号の会報誌から適用する。